

野田市告示第167号

野田市農地等災害復旧事業分担金条例施行規則（平成23年野田市規則第27号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、4月21日から適用する。

令和5年5月22日

野田市長 鈴木 有

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市農地等災害復旧事業受益者決定通知書

野田市農地等災害復旧事業分担金条例第3条第1項の規定により受益者として決定したの
で同条第2項の規定により通知します。

- 1 受益者の住所及び氏名
- 2 決定の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市農地等災害復旧事業分担金決定通知書

野田市農地等災害復旧事業分担金条例第4条第2項の規定により分担金の額を次のとおり決定したので通知します。

- 1 分担金の額 円
- 2 分担金の算出の根拠

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
受益者
氏 名

野田市農地等災害復旧事業分担金減免申請書

野田市農地等災害復旧事業分担金の減免を受けたいので次のとおり申請します。

- 1 分担金の額 円
- 2 減免を受けようとする理由

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市農地等災害復旧事業分担金減免決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった分担金の減免については、次のとおり決定したので、野田市農地等災害復旧事業分担金条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

1 決定

分担金の額 円
減免する額 円

2 却下

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。